



# 国 保 だ よ り

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル  
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp  
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakokuho.com/>

## 公 告

「令和6年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算」承認される

令和5年度 第2回組合会は、令和6年3月9日(土) 静岡市内において開催され、提出議案の国民健康保険料の改正、組合規約の一部改正、令和6年度事業計画、歳入歳出事業予算、第33期役員の任期満了に伴う役員選任、法令遵守(コンプライアンス)のため実践計画などの関連議案について、原案通り可決承認されましたので、ここに報告いたします。

➤ 第33期 役員の任期満了に伴う役員選任が行われ、次のとおり承認されました。

- 理事長 石川 幸 伸( 新任・静岡市 )
  - 副理事長 秋山 欣 三( 新任・静岡市 ) ( コンプライアンス担当理事兼務 )
  - 常務理事 望月 政 俊( 新任・静岡市 )
  - 理 事 鈴木 典 之( 新任・沼津市 )      理 事 渡辺 恭 秀( 新任・富士宮市 )
  - 理 事 太田 勝 啓( 再任・浜松市 )      理 事 三浦 正 人( 再任・浜松市 )
  - 監 事 土佐谷 純子( 新任・三島市 )      監 事 滝口 智 子( 新任・静岡市 )
- ※任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

### 国民健康保険料の改正

医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料について、賦課標準所得金額の上限を10,000千円以上に引き上げ、算定基礎額についても10,000千円に改正する。等級については賦課標準所得金額を基に決定するため、11等級まで拡大をする。保険料賦課限度額は、基礎賦課額については600,000円とし、後期高齢者支援金等賦課額については180,000円に改正する。ただし、介護納付金分保険料及び後期高齢者組合員分については、現行のままとする。

### 静岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正

#### ( 賦課限度額 )

第14条の2 保険料の賦課限度額は、第14条第1号の基礎賦課額については600,000円とし、第14条第2号の後期高齢者支援金等賦課額については180,000円とする。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。  
この規約による改正後の第14条の規定は、令和6年度以降の保険料について適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。

# 令和6年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算

## 歳入

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1国民健康保険料	407,5970	417,5304	△9,933
2国庫支出金	77,746	76,837	909
3前期高齢者交付金	2	2	0
4出産育児交付金	1	0	1
5県支出金	2	2	0
6共同事業交付金	8,664	7,300	1,364
7財産収入	2	2	0
8繰入金	1	1	0
9繰越金	160,000	190,000	△30,000
10 諸収入	585	526	59
歳入合計	654,600	692,200	△37,600

## 歳出

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1組合会費	1,376	1,376	0
2総務費	37,909	40,614	△2,705
3保険給付費	312,187	325,088	△12,901
4後期高齢者支援金等	108,868	109,203	△335
5前期高齢者納付金等	48,956	49,159	△203
6介護納付金	55,680	57,624	△1,944
7 流行初期医療確保拠出金	2	0	2
8共同事業拠出金等	13,646	11,636	2,010
9保健事業費	14,552	15,119	△567
10 積立金	4	16,000	△15,996
11 諸支出金	9,820	8,796	1,024
12 予備費	51,600	57,585	△5,985
歳出合計	654,600	692,200	△37,600

## 事業内容

### 1. 被保険者数の推計（6年度平均見込数）

被保険者 1, 4 2 5 人（5年度 1, 5 8 4 人 △1 5 9 人）

（内訳）第1種組合員 … 1 7 4 人      第2種組合員 … 3 9 3 人  
 第3種組合員 … 4 3 6 人      家 族 … 4 2 2 人

（再掲）介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）… 7 0 0 人（5年度 7 3 2 人 △3 2 人）  
 特定被保険者… 1, 0 6 3 人（5年度 1, 2 1 3 人 △1 5 0 人）

### 2. 後期高齢者組合員（75歳以上の組合員資格継続者）… 2 4 人（5年度 2 8 人 △4 人）

### 3. 国民健康保険料

#### （1）医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料

ア賦課方式、賦課限度額・・・別表1

イ保険料等級・・・別表3「保険料等級表」

ウ保険料賦課額・・・別表2「保険料算定表」

#### 別表1

区 分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	計
所得割額	算定基礎額の100分の6	算定基礎額の100分の1.5	100分の7.5
均等割額 （被保険者1人につき）	15,000円	6,000円	21,000円
世帯割額 （一組合員につき）	20,000円	4,000円	24,000円
賦課限度額	600,000円	180,000円	780,000円

※所得割額は、賦課期日に所得調査により判明した、前々年分の総所得金額等を基に算定する。

別表3

## 保 険 料 等 級 表

等 級	賦 課 標 準 所 得 金 額	算定基礎額
1	1,000,000円未満	500,000円
2	1,000,000円以上～2,000,000円未満	1,500,000円
3	2,000,000円以上～3,000,000円未満	2,500,000円
4	3,000,000円以上～4,000,000円未満	3,500,000円
5	4,000,000円以上～5,000,000円未満	4,500,000円
6	5,000,000円以上～6,000,000円未満	5,500,000円
7	6,000,000円以上～7,000,000円未満	6,500,000円
8	7,000,000円以上～8,000,000円未満	7,500,000円
9	8,000,000円以上～9,000,000円未満	8,500,000円
10	9,000,000円以上～10,000,000円未満	9,500,000円
11	10,000,000円以上	10,000,000円

※賦課標準所得金額は、総所得金額（給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得[公的年金所得を含む]など）の合計金額で、1,000円未満は切り捨てるものとする。

## (2) 介護納付金分保険料（40歳～64歳）

年額 60,000円（月額 5,000円）

## (3) 後期高齢者組合員分保険料（75歳以上の組合員資格継続者）年額 24,000円（月額 2,000円）

## (4) 未就学児世帯支援事業

国における未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置の導入事業

国から毎年11月30日時点における未就学児の人数に応じて、1人当たり12,000円を保険料の一部として補助するので子育て世帯に還付する。

## (5) 産前産後期間相当分の保険料免除

組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を免除する。

## 4. 保険給付

## (1) 給付割合

6歳未満	8割給付
6歳～69歳	7割給付
70歳以上	7割給付 現役並み所得者
	8割給付 上記以外の者



## (2) 療養費

- ・止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき
- ・ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ・海外渡航中に治療を受けたときなど

## (3) 高額療養費

1か月（1日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度。入院時の差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象外。

## ○限度額適用認定証

「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、入院時等の1か月（1日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

○高額療養費（外来年間合算）

計算期間（前年8月から7月まで）の末日（基準日）に70歳以上の一般および住民税非課税区分の方で、外来診療に係る自己負担額の年間合算額が144,000円を超える場合にその超えた額を支給する。

(4) 高額介護合算療養費

医療保険、介護保険の両保険から給付を受けることにより（前年8月から7月まで）自己負担額が高額になった場合、これらを通じた限度額を超えた額を支給する。

(5) 出産育児一時金 1件当たり 500,000円

(6) 葬祭費 第1種組合員 … 70,000円 第2種組合員 … 50,000円 第3種組合員 … 50,000円  
家 族 … 30,000円



## 5. 保健事業

(1) 特定健康診査及び特定保健指導 人間ドックとの併用は不可

40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診及び保健指導の実施

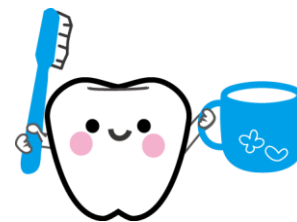
(2) 健康診断費用又は人間ドック健診費用の助成 特定健康診査との併用は不可

疾病予防対策として、30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に特定健診を含んだ健康診断又は人間ドック健診に対し30歳～39歳10,000円（限度額）、40歳以上20,000円（限度額）の助成を行う。

(3) 歯科健康診査

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に年1回実施。

検査費用3,300円は全額組合負担



(4) 郵送検診

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に、年1回実施。検査費用は、全額組合負担

検査項目：大腸がん・胃がん・ピロリ菌検査・前立腺がん・子宮頸がん

(5) インフルエンザ予防接種費用補助：65歳未満の被保険者を対象に年1回実施。支給額1,000円

(6) 医療費通知：医療機関を受診した被保険者に、年4回に分けて送付

(7) ジェネリック医薬品差額通知：後発医薬品への変更で、一定の差額が出る35歳以上の方に年3回送付

(8) 育児誌『赤ちゃん！』及び『きちんとかんたん離乳食』を出産した被保険者に配布

(9) 健康家庭表彰：1年間、無傷病世帯に対し記念品の贈呈

(10) 長寿お祝い：喜寿、傘寿、米寿、白寿に対しお祝い金を支給

(11) 健康ポイント事業：健康づくりの自主的取り組みを促す目的で、日々のウォーキングや健康診断の受診等に対してポイントを付与し、貯まったポイントで商品と交換

## 6. その他事業

(1) レセプト点検の実施：国保連合会への委託による二次点検

(2) 組合報「国保だより」の発刊：年3回

(3) ホームページの運営：各種案内、お知らせの周知、申請書類をダウンロードにより時間・経費の節約

# 歯科健診を受けましょう

歯周病とは、プラーク（歯垢）内の「歯周病菌」によって、歯ぐきに炎症が起こる病気です。初期は自覚症状が出にくく、静かに進行し、重症化すると、歯が抜け落ちてしまいます。当国保組合の助成制度を利用して年一回歯科健診を行い、歯や口腔内の状態を確認しましょう。

## 歯科健診で助成制度を利用される方は

**必ず、事前に当国保組合に連絡して「歯科健康診査票」を受け取ってください。**

健診内容	歯・口腔状況調査、保健指導
対象者	30歳以上の組合員及びその家族（当国保組合加入者）
申込み	<b>国保組合より「歯科健康診査票」を受け取り後、医療機関に直接予約申込をしてください。</b>
持ち物	歯科健康診査票・保険証またはマイナ保険証
費用	無料 ※ただし、本人の希望等により同日に受けた治療に係る費用は自己負担です。

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

## 郵送がん検診

特定健診や人間ドックと併用可能です。

下記の検査5項目の中から、ご希望の検査を申し込みできます（複数申し込み可）。ご自身の健康管理に、郵送がん検診を活用しましょう。結果が陽性判定だった方は、速やかに医療機関にご相談ください。

	検査項目	検査内容	罹患者が多い年齢
1	大腸がん	便中のヘモグロビンとトランスフェリンを測定	40歳代から増加傾向 好発年齢は60歳代
2	胃がん	血液中のペプシノゲンを測定	40歳から増加 50歳～60歳がピーク
3	ピロリ菌 (1回限り)	尿中のヘリコバクター・ピロリ菌抗体の有無	50歳以上：60～70%
4	前立腺がん (40歳以上の男性のみ)	血液中のPSA(前立腺特異抗原)の測定	50歳以上
5	子宮頸がん(女性のみ)	膣内細胞における異型細胞の有無	20歳～50歳

**※ピロリ菌検査は、過去に当国保組合の郵送検診で検査を受けた方は申込できません。**

対象者	30歳以上の組合員及びその家族 (ただし、令和6年4月1日時点で当国保組合の加入者であること)
申込み	(1) 同封の「郵送検診申込書」に必要事項を記入し、国保組合宛に郵送又はFAXでお送りください。 FAX 054-251-6084 <b>申込締切日 4月30日(火)</b> (2) 5月中旬以降、委託業者より自宅へ検査容器等を発送します。検査項目別に発送されますので、到着後はすみやかに検査を実施し、返送してください。
費用	無料 ※ただし、申し込み後のキャンセルなどで検査を受けなかった時の検査料(容器代込み)は自己負担となりますのでご注意ください。

### 未受診の場合の自己負担料(消費税込み)

大腸がん：1,870円 胃がん：3,850円 ピロリ菌：2,970円  
前立腺がん：3,300円 子宮頸がん：3,300円

# 特定健診・人間ドック受診のご案内

生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行するため、年に一度、健康診断で体の状態をチェックすることが大切です。当国保組合の健康診断事業は、①特定健診（受診券利用）、②人間ドック・健康診断（補助金の申請）③事業者健康診断（定期健康診断）結果データの提出（補助金申請も可）になります。健康診断の受診率が国庫補助金に影響しますので、ぜひとも、健康診断受診率の向上にご協力をお願いします。

また、生活習慣病リスクのある方を対象に、特定保健指導利用券を送付しています。お手元に届きましたら、専門家の支援の下、生活習慣の改善を図りましょう。

## ① 特定健診

メタボリックシンドロームに着目した基本的な検査項目の健診

○ 窓口での支払いが免除されます。国保組合への補助金支給申請手続きは不要です。

対象者	令和6年4月1日～7年3月31日に40歳～74歳となる組合員及びその家族 ただし、令和6年4月1日時点で当国保組合の加入者であること
申込み	事前に対象医療機関（受診券に同封された実施医療機関リスト ※一部地域を除く） に直接予約申込をしてください。
持ち物	特定健康診査受診券・保険証またはマイナ保険証
費用	無料

(注) 受診できる期間が短い地域もありますので、早めの受診をお願いします。

対象者には、5月下旬に国保組合から「受診のご案内」と「受診券」等を自宅宛に郵送します。

## ② 人間ドック・健康診断

○ 窓口で受診費用をお支払い頂き、その後国保組合への補助金申請手続きにより補助金が支給されます。

対象者	30歳以上の組合員及びその家族（当国保組合加入者）
申込み	<u>事前に国保組合に連絡してから</u> 医療機関に直接予約申込をしてください。
持ち物	保険証・その他
費用	窓口で受診費用全額をお支払い頂き、その後国保組合へ申請してください。 【支給金額】 30歳から39歳 : 1万円（限度額） 40歳以上 : 2万円（限度額）※限度額以下の場合は窓口で支払った額

### 補助金の申請手続きに必要な書類

- 健康診断補助金支給申請書 ・ 領収書原本（特定健診とその他の内訳あるもの）
- 特定健診の必須検査項目を含む健診データの写し ・ 標準的な質問票

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

## ③ 事業者健康診断(定期健康診断)結果データの提供

事業主は従業員に対し、労働安全衛生法に基づく「事業者健診(定期健康診断)」を実施しなければなりません。事業者健診の結果データと、併せて「標準的な質問票」の提供にご協力をお願いします。

なお、**30歳以上の方の事業者健診料は補助金対象になります。**データ提供の際には、ぜひ国保組合へお問い合わせください。

☆令和3年10月より、特定健診等データの保険者間での引継ぎが可能となりました。引継ぎ対象となるのは、令和2年度以降に実施し登録された過去5年間分の健診情報等です。これにより、当国保組合への加入以前に受診した健診結果に基づき、被保険者への的確な保健指導等が可能となります。

引継ぎを希望しない場合は、その旨申し出が必要のため、当国保組合までお問い合わせください。

# 事務局からのお知らせ

**加入・脱退・変更等の届出を忘れずに！ 14日以内にお届けください！**

薬局等を退職・脱退された場合は、資格喪失届を国保組合へ提出してください。

**※退職日の翌日が資格喪失日となり、資格喪失日から保険証は使用できません。保険証は速やかに回収し、届出様式と一緒にご返却をお願いします。**

世帯に異動・変更があった場合は、各種変更届を国保組合へ提出してください。

- \* 大学等を卒業して就職をしたとき
- \* 大学等に入学し、組合員と住所が別になるとき
- \* 住所・氏名・世帯の変更があったとき

事業所で下記の変更がある場合は、各種変更届を国保組合へ提出してください。

- ・薬局の所在地又は名称
- ・事業主組合員の変更
- ・勤務形態の変更
- ・事業所を個人から法人に変更
- ・事業所の代表者変更
- ・法人組織を解散する

国保組合は、みなさまからの保険料と国からの補助金で運営しております。組合規約の条件に該当しない事業所が国の検査で指摘を受けた場合、補助金を返還しなければなりません。今後も国保組合を健全に運営していくため、変更がある場合は、必ず国保組合までご連絡をお願いします。

## マイナンバーカードを保険証として利用することができます

国の方針により、マイナンバーカードと保険証の一体化が進められています。2024年12月以降は新たに保険証が発行されないため、今からマイナンバーカードを保険証として利用すると便利です。

マイナ保険証を使用した場合、本人の同意のもと、薬剤・特定健診の情報が医療機関に共有され、正確なデータに基づいた診療や薬の処方が受けられます。また、限度額認定証の事前申請が不要になるため、認定証の取得までにかかっていた書類のやり取りの時間が無くなります。(ただし、判定に必要な所得が確認できなかった際は、別途申請が必要になる場合もあります。)

静岡県薬剤師国保組合における被保険者のマイナ保険証登録者率は77% (令和6年1月時点) となっております。マイナンバーカードの取得とマイナ保険証の登録・利用を、引き続きよろしく願いいたします。



## 令和5年度 長寿のお祝い

組合員が長寿を迎えたことを慶祝し、喜寿(77歳) 3名、傘寿(80歳) 3名、米寿(88歳) 1名にお祝い金をお渡ししました。

これからもお体を大切に、末永く健康でお過ごしくださいますようお願いいたします。

# 令和6年度 国民健康保険料改正のお知らせ

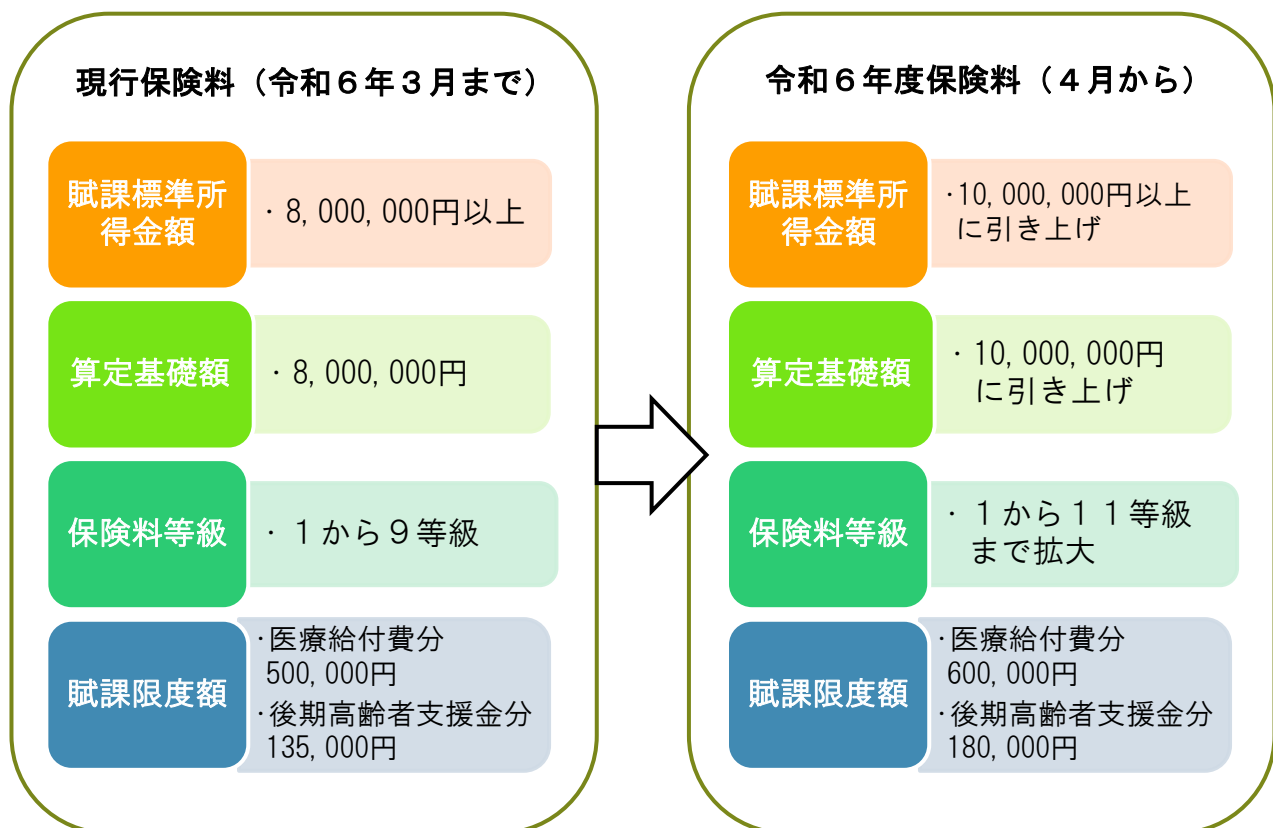
平成28年ごろから、M&Aや個人薬局の減少等による被保険者数の減少が続き、それに伴い保険料も毎年10,000千円程度の減額が続いています。対する療養給付費は、高額医療費の増大等により年間250,000千円前後を推移し、減収になる一方で支出に変化がない状況です。

そこで、安定的な財政運営を図り、尚且つ所得の低い人には負担増とならないよう、保険料の上限を引き上げる改正をすることにしました。

今回の改正により、影響を受けるのは所得の高い人になりますが、引き続き市町国保より賦課限度額を低くいたしました。

保険料の改正につきましては、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 【医療給付費分】 【後期高齢者支援金分】 保険料の改正点



※【介護納付金分】 【後期高齢者組合員分】 の保険料については現行のまま変更はありません。

## 令和6年度 国民健康保険料通知書、決定通知書の発送について

令和6年4月からの国民健康保険料(令和4年分の総所得金額等を基に算定)の決定について、事業所用の「国民健康保険料通知書」と個人用の「国民健康保険料決定通知書」を事業主宛てに4月12日(金)以降順次発送する予定です。従業員の方の分も同封しますので配布をお願いします。《窓開き封筒(ピンク色)で郵送します。ただし、従業員多数の場合には別の封筒で郵送します。》

**「国民健康保険料通知書、決定通知書」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。**  
**令和6年度は保険料改正があるため、多くの方に金額の変更が見込まれます。必ずご自身の保険料金額をご確認くださいませようようお願い申し上げます。**



## 国民健康保険料について

- 保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40歳から64歳)、後期高齢者組合員分(75歳以上の組合員)の4区分があります。それぞれ合算した額を、月割りにして毎月組合に納付することになります。
- 保険料の納付は、事業所で一括の納付のみとなります。
- 保険料の賦課期日は毎年4月1日となります。
  - ・月の途中で資格を取得した場合  
資格を取得した月から納めることとなります。  
資格取得の届出が遅れた場合、資格を取得した月に遡って納めることとなります。
  - ・月の途中で資格を喪失した場合  
資格を喪失した月の前月分までを納めることとなります。  
資格喪失の届出が遅れた場合、保険料を一旦納めていただき、届出を確認後に還付します。
- 保険料賦課に必要となる所得情報については、マイナンバーを利用した地方税情報の連携制度により毎年取得させていただきます。

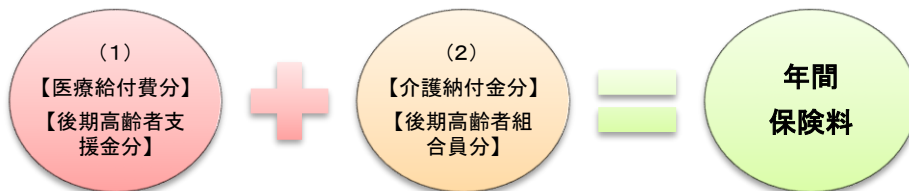
## 国民健康保険料の算定方法

### (1)【医療給付費分】【後期高齢者支援金分】

- ①世帯内で当国保組合に加入している一人ずつの所得割額(※1)を計算します。
- ②世帯内の加入者人数に応じた均等割額を加えます。
- ③世帯割額を加えます。
- ④それぞれを合算し、月割りにした金額が月額保険料になります。(100円未満は切り捨て)

### (2)【介護納付金分】【後期高齢者組合員分】

対象となる方に、定額で賦課されます。



### 国民健康保険料の内訳表(年額)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	後期高齢者組合員分
所得割額(※1)	算定基礎額の6%	算定基礎額の1.5%		
均等割額 (被保険者1人につき)	15,000円	6,000円	40歳～64歳の 組合員及び家族 1人につき 60,000円	75歳以上の組合員 (後期組合員として残 る旨の届出をした者) 24,000円
世帯割額 (一組合員につき)	20,000円	4,000円		
賦課限度額	600,000円	180,000円		

(※1)所得割額とは、毎年、賦課期日に所得調査により判明した前々年分の総所得金額等(※2)を基に算定される額のことです。なお、基となる総所得金額等には、世帯内で当国保組合に加入している家族の総所得金額等も合算されます。

(※2)総所得金額等とは、総所得金額(給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得[公的年金所得を含む]など)、山林所得金額、他の所得として区分して計算される所得の金額(分離課税の土地建物等の譲渡所得、申告した分離課税の株式等の譲渡所得など)の合計金額(1,000円未満は切り捨て)のことです。